

## 令和2年度 香川県 秋冬の旅キャンペーン「さあ！香川キラリ旅」ロゴマーク使用取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、香川県観光協会（以下「協会」という。）が権利を保有する令和2年度 香川県 秋冬の旅キャンペーン「さあ！香川キラリ旅」ロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用料)

第2条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

### (使用承認の申請)

第3条 ロゴマークの使用を希望する者(以下「申請者等」という。)は、あらかじめ使用承認申請書(様式第1号)を提出し、協会の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、使用届出書(様式第2号)のみとし、この限りでない。

- (1) 国、香川県内の地方公共団体又は観光協会等公的団体が使用する場合。
- (2) 鉄道各社、旅行会社、雑誌社等が香川県への誘客を目的とした旅行商品やパンフレット、記事等に使用する場合。
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合。
- (4) 当該キャンペーン対象店舗(さぬき 夢気球フェスタ、さぬき 夢気球バスツアー、かがわきわ麺旅、美食付き宿泊プラン、瀬戸内まるごと握り寿司、オリーブ食材お薦めメニューを含む)がキャンペーンのPRを目的として使用する場合。

### (使用承認する場合)

第4条 会長は、前条の規定による使用承認の申請があったときは、その内容を審査し、ロゴマークの使用を承認すべきものと認めたときは使用承認を決定し、使用承認書(様式第3号)により申請者等に通知するものとする。

2 会長は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

### (使用承認しない場合)

第5条 会長は、ロゴマークの使用が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、その使用を承認しない。

- (1) 協会又は令和2年度 香川県 秋冬の旅キャンペーンの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用される場合、又はその活動を支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。
- (3) 事業者等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合。
- (4) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
- (5) 後述第6条の規定に従って使用しない場合。

(6) その他、会長が不相当と認める場合。

(使用条件)

第6条 第4条の規定によるロゴマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は次の各号に掲げる使用条件を全て遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの各デザインパーツの組み合わせ位置を変更しない。
- (2) ロゴマークを斜めにする、円形にする、縦横比を変更するなど変形させない。
- (3) ロゴマークの書体を変更しない。
- (4) 色の変更、陰影、グラデーション等、画像処理を加えない。
- (5) 枠組みで囲んだり、他の図形と組み合わせたりしない。
- (6) 類似図形や類似語を近くに配置しない。
- (7) ロゴマークをアウトラインのみで使用しない。
- (8) その他ロゴのイメージを損なうような加工は行わない。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる条件を全て遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 商標登録は行わないこと。
- (3) 使用者は、ロゴマークの使用状況について、速やかに報告(完成品の見本や写真等の提出)すること。
- (4) ロゴマークを使用した物件の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(使用承認の取消し)

第8条 会長は、ロゴマークの使用が第4条の規定による使用承認の内容に違反していると認められる場合、ロゴマークの使用を禁止、又は当該使用承認を取り消すことができる。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

2 ロゴマークの使用承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、会長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月27日から施行する。